

家電リサイクル法に関する試算 (前回資料)

資料1別紙

$$\text{便益} = (\text{withoutケースの調達コスト} - \text{withケースの調達コスト}) + \text{その他便益}$$

$$= 239\text{億円} - 951\text{億円}$$

$$= \underline{-712\text{億円}} \text{が調達コスト削減便益}$$

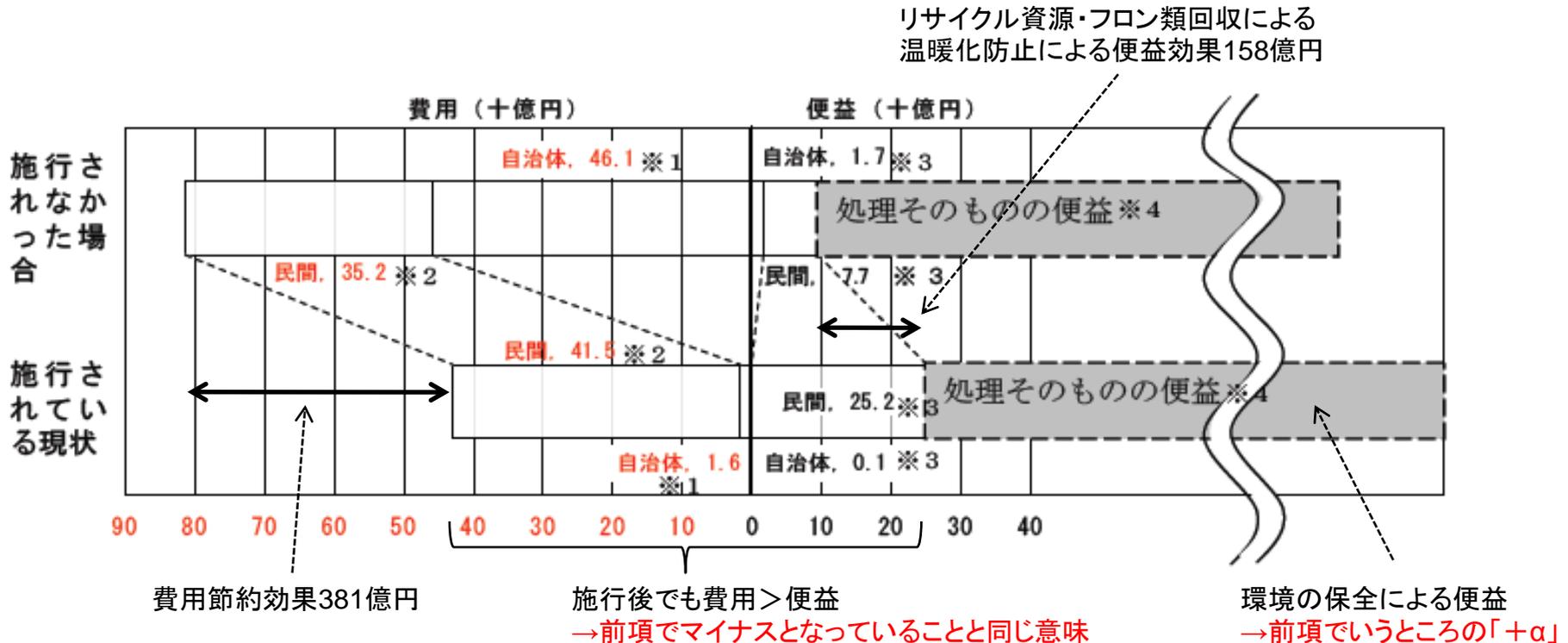
このうちの
最終処分コスト削減便益
が77億円
フロン回収に伴う便益
が102億円

	調達コスト 削減便益	最終処分 コスト削減便益	小計	フロン回収に 伴う便益	その他 便益	合計
【参考】小型電気電 子機器(20品目・回収 率30%の場合の試算)	12億円	9億円	21億円	—	?	21億円 + α
家電リサイクル法	-712億円	77億円	-635億円	102億円	?	-533億円 + α

社会的便益

資料の意図

- 前項はリサイクルする場合に採算性が確保されなくても制度が創設されている事例を示したものの。家電リサイクル制度の必要性を否定するものでは決してない。
- 「家電リサイクル法の効果分析として、施行による費用節約効果、温暖化防止効果等で約540億円」との分析結果あり(平成17年度経済産業省調査)。
- 前項の「+α」部分(下図では※4の部分)が非常に大きく、採算性は確保されないとはいえ、制度による効果は費用を大きく上回っていると考えられる。



平成17年度経済産業省調査

出典:平成19年7月中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会家電リサイクル制度評価検討小委員会、産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルWG 合同会合資料